

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(くろまぐろ(小型魚)兵庫県日本海定置漁業)

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「兵庫県日本海定置漁業」の漁獲量等を公表する。

令和4年4月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁獲量等の公表を行なう管理区分
知事管理区分 兵庫県日本海定置漁業
(令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで))
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和4年4月8日現在)
85.4パーセント(A/B)
(漁獲量(A):0.598トン(速報値))
(漁獲可能量(B):0.7トン)